青の煌めきあおもり国スポ三沢市開催競技
おもてなし団体募集要領

1　趣旨

この要領は、当市で開催する青の煌めきあおもり国スポ本大会ホッケー競技、軟式野球競技、銃剣道競技、ソフトボール競技及びバスケットボール競技において、全国から参加される選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者及び一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）をあたたかくお迎えするとともに三沢市を全国にアピールするために設置する「おもてなしコーナー」で「おもてなし品」を提供するグループ、団体等（以下「協力団体」という。）の募集に際し必要な事項を定めるもの。

2　募集主体

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ三沢市実行委員会（以下「実行委員会」という。）

3　設置場所及び設置期間

おもてなしコーナーの設置場所及び設置期間は次の表のとおりとする。

競技種目	期　間	会　場
ホッケー	令和８年９月４日（金）～ ９月８日（火）	青森県立三沢高等学校 グラウンド
軟式野球	令和８年 10 月 11 日（日）～ 10 月 13 日（火）	三沢市民運動広場 野球場
銃剣道	令和８年 10 月 11 日（日）～ 10 月 13 日（火）	三沢市国際交流 スポーツセンター
バスケットボール ・ ソフトボール	令和８年 10 月 15 日（木）～ 10 月 19 日（月）	三沢市国際交流 スポーツセンター （三沢市南山屋外運動場）

4　提供内容

おもてなしコーナーで次のいずれかのものを、無料で提供するものとする。ただし、アルコール類は除く。

⑴　郷土料理
⑵　市食材を使った料理
⑶　市特産品

⑷　市内で馴染みのある料理、菓子等
⑸　障がい者就労支援施設で作成した菓子・飲み物等
⑹　その他、実行委員会がおもてなし品としてふさわしいと認めるもの。

５　提供方法
⑴　対象者
　選手・監督、役員、視察員、報道員、その他関係者及び一般観覧者。ただし、競技会係員等大会の従事者は含まない。
⑵　数量
　１競技会場１日当たり１５０食程度とし、協力団体と実行委員会との協議の上で決定する。
⑶　場所
　競技会場毎に設置する「おもてなしコーナー」
⑷　提供時間
　原則１１時、１５時の１日２回とする。
　ただし、提供時間については、都度協議する。
⑸　提供日
　期間中、一日を単位として、協力団体からの希望調査をもとに実行委員会が調整するものとする。

６　食材及び資材の準備
⑴　実行委員会が準備するもの
ア　椅子・机・テント
イ　消火器
ウ　調理用具・燃料・電源（ＬＧＰボンベ及びガスコンロ、発電機等）
⑵　協力団体が準備するもの
ア　食材・調味料
イ　容器類（使い捨ての皿・スプーン・箸・バケツ・ザル（食べ残し入れ用）等）
ウ　温度管理用品（ドライアイス・クーラーボックス・発泡スチロール等）
エ　衛生用品（エプロン・三角巾・マスク・ゴム手袋・アルコール消毒液・ハンドソープ・雑巾・使い捨て布巾・ティッシュ・ウェットティッシュ・ペーパータオル・ゴミ袋等）
⑶　その他、必要なものがあった場合は、双方の協議により定めることとする。

7　費用負担

⑴　協力団体には、謝礼として１日当たり５０，０００円を支払うものとし、以下に掲げる経費については、別途実行委員会が負担する。

①　上記６⑴に示す実行委員会が準備する設備等に係る費用

②　８に示す保険加入に係る費用

⑵　おもてなしの提供に係る日当等の人件費、交通費等は、実行委員会は負担しないものとする。

8　保険

「おもてなしコーナー」の運営に関し、実行委員会は次の保険に加入する。

⑴　加入する保険

生産物賠償責任保険

⑵　保険対象

実行委員会が提供した飲食物に起因して、第三者に損害を与えたことにより、法律上の損害賠償責任を負うこととなった場合の補償。

⑶　保険金額

	１人	１事故	保険期間中
対人	１億円	１０億円	１０億円

9　遵守事項

⑴　衛生上の理由から、会場では簡易な調理・加工のみとし、あらかじめ下処理されたものを搬入した上で、直前に加熱処理を行う程度とする。

⑵　食材の芯まで加熱調理されていない生ものは、提供不可とする。

⑶　漢方・生薬が入っているもの（薬膳料理・栄養ドリンク等）は、ドーピング検査で陽性反応が出る可能性があるため、提供不可とする。

⑷　アルコール飲料及びアルコール成分を多量に含むものは、提供不可とする。

⑸　食品及び器具・容器包装、調理従事者の衣服等の衛生管理は、徹底して行うこと。

⑹　当日の従事者は、必ずエプロン・三角巾・マスク・手袋を着用すること。

⑺　保健所が定める各種衛生基準を遵守し、衛生指導に従うこと。

10　応募条件

次の条件を全て満たすグループ、団体等であること。

⑴　三沢市内で活動するグループ、団体等であること。

⑵　食品衛生法等の法令遵守ができること。

⑶　会場に責任者を置き、総括・運営ができること。ただし、実行委員会が認めた場合はこの限りではない。

⑷　おもてなし品の提供において、実施期間中に必要人数を確保できること。

⑸　協力団体の構成員に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法第２条第２号に規定する暴力団若しくは、暴力団員と密接な関係を有する者がいないこと。

⑹　実行委員会が適当と認めたグループ、団体等であること。

11　応募方法

実施を希望するグループ、団体等は「青の煌めきあおもり国スポ三沢市おもてなし協力団体申請書」（様式第１号）に必要な事項を記入の上、郵送、ファックス、メール又は持参により、申請期間中に実行委員会事務局へ提出すること。

⑴　受付期間

令和８年７月２４日（金）まで

⑵　提出先

〒033-0011
青森県三沢市幸町３丁目１１－５（三沢市総合社会福祉センター２階）
青の煌めきあおもり国スポ・障スポ三沢市実行委員会事務局
（三沢市市民生活部国スポ・障スポ推進室内）
電　話：0176-53-5111（内線 180）　ＦＡＸ：0176-53-2266
メール：msw_kokusupo@misawashi.aomori.jp

12　協力団体の選定について

⑴　実行委員会は、提出された申請を基に審査を行い、適当であると認めたグループ、団体等に対し、おもてなし実施決定通知書（様式第２号）を交付する。

13　謝礼の支払い方法等について

⑴　おもてなし実施決定通知書を受けた協力団体等は、おもてなし実施計画書（様式第３号）を作成し、実行委員会が定める日までに実行委員会に提

出する。
⑵　おもてなし実施当日までに、協力団体等はおもてなし従事者名簿（様式第４号）を作成し、実行委員会に提出する。
⑶　おもてなしの提供後、協力団体等はおもてなし実績報告書（様式第５号）を作成し、実行委員会に提出する。
⑷　実行委員会はおもてなし実績報告書を精査の上、適当と認めた場合は謝礼を協力団体に支払う。

14　大会中止等に伴う対応について
⑴　競技中止の場合及び競技は実施するものの屋外のテントが使用できない場合は、おもてなしの提供は中止とする。
⑵　行幸啓・お成り等が実施される場合、おもてなしの提供を一時中止する。なお、中止する時間帯については、実行委員会の指示に従うこと。
⑶　おもてなしの提供が中止になった場合、準備にかかった費用は実行委員会が負担する。
⑷　提供品が配布できなかった場合は、協力団体が処分する。
⑸　その他疑義等が生じた場合は、実行委員会と協力団体等の協議により決定する。

15　保健所、消防署への届出等及び実施日の検査対応について
⑴　保健所、消防署への届出は実行委員会が作成し、提出する。
⑵　実施日の保健所・消防署による検査対応は、市職員と協力団体等の現場責任者で行う。
⑶　協力団体は可能な限り、県が主催する食品衛生講習会を受講することとする。

16　問合せ先
〒033-0011
青森県三沢市幸町３丁目 11-5（三沢市総合社会福祉センター内）
青の煌めきあおもり国スポ・障スポ三沢市実行委員会
（市民生活部国スポ・障スポ推進室）
電　話：0176-53-5111（内線 180）　ＦＡＸ：0176-53-2266
メール：msw_kokusupo@misawashi.aomori.jp